

平成 18 年 11 月 20 日

シンボルマークの作成とその使用について

1. 経緯

- (1) H18.7.20 第 1 回普及事業 WG において、シンボルマークの作成について記載された平成 18 年度普及事業実施要領が了承された。
- (2) H18.10.31 合法木材マークのデザイン作成業務の募集にあたり WG 委員の意見聴取
- (3) H18.11. 1 WG 委員から意見提出、意見に対する事務局の考えを回答
- (4) H18.11. 6 NGO5 団体、製紙連合会から意見提出

2. 事務局における検討状況（11 月上旬時点）

次のマーク使用に関する事務局案を議論して頂くとともに、合法木材製品の市場供給時期を考慮しマークのデザイン作成を先行させたいとの事務局の考えを提示した。

(1) マークの必要性、使用方法

① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品の PR、② 合法木材・同製品の供給事業者の表示、③ 合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示

(2) マークの使用許可

① 全木連設置の管理委員会による使用許可、② 上記の事業者表示、製品表示は全木連から管理権限を受託した当該認定団体による使用許可、③ 製品表示の場合は団体認定識別番号の表示及び製品の種類の特定と公表

3. 意見の概要と事務局の見解

(1) NGO5 団体

木材・木材製品の合法性証明のための現行のガイドラインについて実効性を高めるための検証・改善を図るための議論が十分されていない状況の中で、合法性マークを作製・使用し、誤って違法材にラベルが貼られれば消費者を欺くことになり、場合によってはマークの運営主体が責任を問われかねない。

マークの作成は拙速に進めることないように、普及 WG 及び協議会本体における十分かつ慎重な議論をしてほしい。（別紙 1）

(2) 日本製紙連合会

マークには責任を伴うものと考えているが、現状では厳密な意味での「証明」は非常に難しい。使用基準、責任等が不明確な現状の中で合法性マークの使用は妥当と思えない。マークのデザイン作成の先行も不適切である。十分な検討を重ね、関係者の合意を得たうえで導入すべきである。（別紙 2）

(3) 大石委員

合法木材マークの募集要項に関し、一般消費者にとって募集の期限が短すぎる。わかりやすく、親しみのもてるデザインを期待する。

(4) 事務局の見解

ア. 本件の協議プロセスへの懸念について

普及活動の一環という考えで協議会では議論していないが、第1回普及事業WGでは平成18年度普及事業実施要領案に記述するとともに意見を頂いて成案(参考2)としたところ。マークの普及推進には関係者の一体的な協力が必要であり、今後とも十分なコンセンサスの下に実施していきたい。

イ. ガイドラインへの懸念とラベリングについて

現行ガイドラインは政府購入の基準として施行されているもの。現在ガイドラインに基づく商品の供給に取り組んでいる業界がその商品の識別・普及ツールとしてほしいというのは当然の流れ(すでに個別に開発しつつあるところもある)。製品に貼付する場合は発行責任者を明確にするため認定番号を併記する等の措置をとることが可能。企業独自の取組もマークで管理することができる。

ウ. マークの役割について

普及のみならず分別管理に代わる役割があり、最終製品、中間製品の生産者から期待。

4. 今後の検討方向

需要者、供給者の意見を聞きながら、年内に成案を得るべく検討していきたい。(製品に貼付することなど使用方法については別途検討することとし、マークの作成をはじめることとしたい。)